

1. 議事日程

〔令和7年第4回安芸高田市議会12月定例会第16日目〕

令和7年12月23日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議案第64号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例  
日程第3 議案第67号 安芸高田市財産区管理会条例の一部を改正する条例  
日程第4 議案第68号 安芸高田市財産区管理委員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
日程第5 議案第69号 安芸高田市坂財産区基金条例  
日程第6 議案第70号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について  
日程第7 議案第71号 財産の無償譲渡について  
日程第8 議案第76号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例  
日程第9 議案第72号 安芸高田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例  
日程第10 議案第73号 安芸高田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
日程第11 議案第74号 安芸高田市火入れに関する条例の一部を改正する条例  
日程第12 議案第75号 安芸高田市下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例の一部を改正する条例  
日程第13 議案第83号 令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第7号）  
日程第14 閉会中の継続審査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	益田 一磨	2番	佐々木 智之
3番	熊高 慎二	4番	浅枝 久美子
5番	小松 かすみ	6番	南澤 克彦
7番	山本 数博	8番	新田 和明
9番	山根 温子	10番	児玉 史則
11番	大下 正幸	12番	熊高 昌三
13番	宍戸 邦夫	14番	金行 哲昭
15番	秋田 雅朝	16番	石飛 慶久

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

11番 大下正幸 12番 熊高昌三

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

市 長	藤本悦志	副 市 長	杉安明彦
教 育 長	猪掛公詩	総 務 部 長	新谷洋子
総務部政策統括監	佐々木満朗	危機管理監	神田正広
企 画 部 長	高下正晴	市 民 部 長	内藤道也
福祉保健部長兼福祉事務所長	井上和志	産 業 部 長	小櫻静樹
建 設 部 長	佐々木 宏	消 防 長	吉川真治
教 育 次 長	柳川知昭	総 務 課 長	玉井郁生
財 政 課 長	沖田伸二	政策企画課長	黒田貢一

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	高藤 誠	事 務 局 次 長	國岡浩祐
総 務 係 長	日野貴恵	主 事	波多野奈美

~~~~~○~~~~~  
午前10時00分 開議

- 石 飛 議 長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は16名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、本日の会議の運営について、過日、議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。  
大下議会運営委員長。
- 大下議会運営委員長 おはようございます。  
本日の会議の運営につきまして、12月19日議会運営委員会を開き、次のとおり、決定いたしましたので報告をいたします。  
追加案件となる議案第83号は、委員会付託を省略し、提案理由説明の後、質疑、討論、採決を行うことといたしました。  
以上、報告を終わります。
- 石 飛 議 長 以上で報告を終わります。

~~~~~○~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

- 石 飛 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において11番大下議員及び12番 熊高議員を指名いたします。

- ~~~~~○~~~~~  
日程第2 議案第64号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例  
日程第3 議案第67号 安芸高田市財産区管理会条例の一部を改正する条例  
日程第4 議案第68号 安芸高田市財産区管理委員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
日程第5 議案第69号 安芸高田市坂財産区基金条例  
日程第6 議案第70号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について  
日程第7 議案第71号 財産の無償譲渡について  
日程第8 議案第76号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例

- 石 飛 議 長 日程第2、議案第64号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例」の件から、日程第8、議案第76号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」の件の7件を一括して議題といたします。  
本案7件は、総務文教常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

- 山根総務文教常任委員長。
- 山根総務文教常任委員長 おはようございます。  
総務文教常任委員会委員長報告を行います。  
令和7年12月8日付で本委員会に付託されました議案の審査結果につい

て報告をいたします。

付託のあった議案について、12月17日に委員会を開き、審査を行いました。

議案第64号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例」は、「令和8年4月からの行政運営に向け、組織及び事務分掌の見直しを行うもの。

DXの推進として、DX推進課を創設。窓口の明確化として、社会環境課を人権多文化共生推進課、環境政策課とする。また、児童保育課と健康・こども未来課を、こども家庭センターと健康推進課とする。」との説明がありました。

審査の過程において、委員より、「DX推進課の創設について、デジタル化に関する企画は、DX推進課が主で実施するのか。」との質疑があり、執行部より、「全庁的に自治体DXを推進するため、DX推進課を設置し、行政サービスのデジタル化に加え、地域住民や事業者を巻き込んだデジタル活用の推進や人材育成確保等にも取り組む。DX推進課が中心的役割を持ちつつ、全庁的なデジタル化の推進の底上げに努めたい。」との答弁がありました。

また委員より、「社会環境課が2課体制になるとのことだが、行財政改革の一環では組織のスリム化が課題の中、逆行していないか。」との質疑があり、執行部より、「1つの課が大きく違う2つ政策を行うことが困難であった。確かに逆行しているが、政策を推進するためには、2課に分けることが最適であると判断した。」との答弁がありました。

また委員より、「子どもに関することは、こども家庭センターへ集約するとあるが、どのような効果が見込まれると考えるか。」との質疑があり、執行部より、「これまでは子どもに関する手続などが2課に分かれていた。一体化することで、ワンストップで対応ができ、滞在時間の短縮や手続の簡素化が見込まれると考える。」との答弁がありました。

次に、議案第67号「安芸高田市財産区管理会条例の一部を改正する条例」の件から、議案第69号「安芸高田市坂財産区基金条例」の件までの3議案は、安芸高田市坂財産区がこれまでの議会制から管理会制へ移行し、運営するために必要な関連する条例を定めるもので、議案第67号は、既にある市内8財産区管理会に、安芸高田市坂財産区を追加するもの。

議案第68号は、安芸高田市坂財産区管理委員の報酬を定めるもの。

議案第69号は、安芸高田市坂財産区議会で運用されていた、安芸高田市坂財産区の独立した基金を定めるもの。との説明がありました。

次に、議案第70号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」は、「安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、指定管理者候補者の選定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。」との説明がありました。

審査の過程において、委員より、「安芸高田市香六ダム公園について、管理期間を3年から5年とする根拠を伺う。」との質疑があり、執行部より、「香六ダム公園の指定管理者は、隣接する釣り場を経営されており、公園と併せて管理、運営することで相乗効果が生まれ、集客に大きな効果が出ている。また、指定管理料が発生しない、そして他に管理運営できる方もいないことから5年とした。」との答弁がありました。

また委員より、「温水プールについて、管理期間を1年から5年とした根拠を伺う。」との質疑があり、執行部より、「今までは3年間としていたが、今年度は運営方法などを検討するため、1年としていた。その結果、指定管理者の運営は市民サービスの維持、安全管理の徹底の観点から問題ないことを確認できたため、この実績に基づき5年間の契約へ移行することとした。」との答弁がありました。

次に、議案第71号「財産の無償譲渡について」は、「株式会社サンフレッチェ広島が本市で実施するアカデミー強化プランによる新たな寮を建設するにあたり、そのことが地域スポーツの活性化や多様な関係人口の創出につながることから、用地として、日南山丹比グラウンドを無償譲渡するもの。」との説明がありました。

審査の過程において、委員より、「寮の建設に係る造成費用等の市の負担はあるか。」との質疑があり、執行部より、譲渡後の建設は株式会社サンフレッチェ広島が行うため、市の負担は発生しない。との答弁がありました。

次に、議案第76号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」は、「火災予防条例の一部改正及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。」との説明がありました。

審査の過程において、委員より、「林野火災注意報の発令基準について伺う。」との質疑があり、執行部より、「林野火災注意報の発令基準は、総務省消防庁の示す設定例に準ずる。」との答弁がありました。

以上の7議案について、慎重に審査し、採決した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告といたします。

○石 飛 議 長

以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対して、質疑はありますか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

これより、本案7件に対する討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

○石 飛 議 長

討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

ここで採決の方法についてお諮りします。  
討論がありませんでしたので、本案7件について一括して採決させていただきたいと考えますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認め、さよう決しました。  
これより、議案第64号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例」の件から、議案第76号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」の件の7件を一括して、起立により採決いたします。  
本案7件に対する委員長の報告は、原案可決であります。  
本案7件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。  
よって、本案7件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

- 日程第9 議案第72号 安芸高田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第10 議案第73号 安芸高田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第74号 安芸高田市火入れに関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第75号 安芸高田市下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例の一部を改正する条例

○石 飛 議 長 日程第9、議案第72号「安芸高田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」の件から、日程第12、議案第75号「安芸高田市下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例の一部を改正する条例」の件の4件を一括して議題といたします。

本案4件は、産業厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

南澤産業厚生常任委員長。

○南澤産業厚生常任委員長 産業厚生常任委員会委員長報告をいたします。

令和7年12月8日付で、本委員会に付託されました議案の審査結果について報告します。

付託のあった議案について、12月18日に委員会を開き、審査を行いました。

議案第72号「安芸高田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」は、「乳児等通園支援事業の実施に伴い、本市の基準を条例で定めるもので、令和7年11月に国の基準が示されたことから、このたび、国の基準に準じて定めたもの。」との説明がありました。

審査の過程において、委員より、「3歳未満の定義は。」との質疑が

あり、執行部より、「満3歳未満の定義は、3歳の誕生日の前前日となっている。」との答弁がありました。

さらに委員より、「一時預かり事業との併用は可能か。」との質疑があり、執行部より、「どちらの制度も利用いただける。」との答弁がありました。

さらに委員より、「利用者は、4月1日からの利用が可能なのか。」との質疑があり、執行部より、「今後のスケジュールとして、来年1月以降に事業者から認可申請及び確認申請を受け、その後、市民に周知し、利用認定の受付を開始することとしている。今年度中に申込みをされた方には、認定証を発行し、4月からの利用開始できるよう、計画をしている。」との答弁がありました。

次に、議案第73号「安芸高田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、「国が定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部が、令和7年11月14日付の内閣府令により改正されたことに伴い、国の基準に従って定めている本市の基準条例についても、所要の改正を行うもの。」との説明がありました。

次に、議案第74号「安芸高田市火入れに関する条例の一部を改正する条例」は、「安芸高田市火災予防条例に林野火災に関する注意報が新たに規定されることから、火入れの中止の要件に林野火災注意報の発令を加えるもの。」との説明がありました。

審査の過程において、委員より、罰則に関する規定はないか。との質疑があり、執行部より、「この条例には規定をしていないが、上位法である森林法に罰則規定がある。」との答弁がありました。

次に、議案第75号「安芸高田市下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例の一部を改正する条例」は、「下水道未加入者に対し加入促進を行い、収益向上を図るとともに、安芸高田市下水道事業の健全な運営を目指し、下水道使用料金の改定に反映させることを目的に、2026年度から2028年度までの3年間に限り、現在の受益者負担金等を22万円に減額する規定を設けるもの。」との説明がありました。

審査の過程において、委員より「下水道への未接続は何件あるか。」との質疑があり、執行部より、「未接続者は現在700件ほどである。」との答弁がありました。

さらに委員より、「加入について、ホームページやLINEなどから、もう少し踏み込んだ周知を検討されてはどうか。」との質疑があり、執行部より、「加入の見込みは立てにくい状況にある。ホームページやLINEなどの周知をしっかりと行い、加入頂けなかった場合の対策として、手紙を送り、それでも回答がない場合、個別に訪問して加入を促していく必要も出てくるように思う。」との答弁がありました。

以上の4議案について、慎重に審査し、採決した結果、いずれも全会

一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告といたします。

- 石 飛 議 長 以上で委員長の報告を終わります。  
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

(質疑なし)

- 石 飛 議 長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。  
これより、本案4件に対する討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

- 石 飛 議 長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。  
ここで採決の方法についてお諮りします。  
討論がありませんでしたので、本案4件については一括して採決させていただきます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

- 石 飛 議 長 異議なしと認め、さよう決しました。  
これより議案第72号「安芸高田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」の件から、議案第75号「安芸高田市下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例の一部を改正する条例」の件の4件を一括して、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 石 飛 議 長 起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議案第83号 令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第7号）

- 石 飛 議 長 日程第13、議案第83号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

- 藤 本 市 長 おはようございます。  
提案理由の説明をさせていただきます。  
本案は物価高騰の影響を強く受け受けている子育て世帯への支援に伴う費用を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。  
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 石 飛 議 長 以上で提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
高下企画部長。

- 高下企画部長 それでは、要点の説明をします。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,647万1,000円を追加し、予算の総額を205億8,549万7,000円とするものです。

まず、説明資料のほうを御覧ください。

これは、国の事業で、物価高の影響を強く受けている子育て世帯に対する支援として、物価高対応子育て応援手当を支給するものです。

支給対象者は、児童手当の支給対象児童を養育する父母などです。対象児童は3,200人を見込み、支給対象者は1,850人を見込んでいます。支給金額は、対象児童1人につき一律2万円です。支給方法は、児童手当受給口座へ振込などを予定しています。

補正予算のほうに戻ってください。10、11ページです。

歳入です。15款の国庫支出金は、物価高対応子育て応援手当支給補助金を6,647万1,000円計上しています。

続いて、13ページをお開きください。

歳出です。物価高対応子育て応援手当給付事業費は、冒頭説明した児童手当支給対象児童を養育する子育て世帯への給付に要する費用として、振込手数料やシステム改修業務委託料、物価高対応子育て応援手当などを計上するものです。

続いて、4ページに戻ってください。

繰越明許費ですが、物価高対応子育て応援手当支給事業費について、6,647万1,000円を計上するものです。

以上で要点の説明を終わります。

○石 飛 議 長

以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

金行議員。

○金 行 議 員

1点お聞きします。

この手当に対して所得制限は、要らないのか、なしか、ちょっと1点お聞きします。

○石 飛 議 長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長

所得制限につきましてはありません。

以上です。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員

この制度ですが、申請は不要ということですが、不要で申請しなくてもいいことと、一問一答ですから1個ずつ聞きます。

○石 飛 議 長

一問一答じゃないですよ。

○金 行 議 員

これ児童手当をもらっておられる方もいらっしゃいますよね。一応、児童手当をもらっている方もダブルで両方もらえるのかお聞きします。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

- 井上福祉保健部長。  
○井上福祉保健部長 児童手当とは別に上に2万円給付させていただきます。  
以上です。  
現在、児童手当を受給されておられる方につきましては、通知書を送らせてもらいまして、辞退をされます方以外の方につきましては自動的にプッシュ型送金で送金させていただきます。  
ですので、手続につきましては必要ございません。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
熊高議員。
- 熊 高 議 員 説明資料の中でちょっと文言の確認なんですけども、3の支給対象者の最後のところで生計を維持する程度の高いものという意味を、内容について確認したいということです。  
それと、6番の支給方法の2行とも最後に等、などというふうに書いてありますよね。この等という意味が、私はちょっと不明なんで、この3点についてお伺いします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
井上福祉保健部長。
- 井上福祉保健部長 3番の生計を維持する程度の高いものというのは、生計維持者という解釈でございますので、世帯主の方、現在、児童手当を受給されておられる口座の方ということになります。  
それから、6番につきましては、支給方法につきましては、児童手当の申請が不要な方につきましては、児童手当の口座、現在受けられておられる方、受けられておられる児童手当の受給口座へ振込をさせていただきます。そして、もしも振込先を変更される場合には手続が必要となっておりますので、その場合には、マイナンバーで登録した公金振込口座、あるいは口座がつかれない方につきましては、窓口払いも対応させていただきます。  
以上でございます。
- 石 飛 議 長 熊高議員。
- 熊 高 議 員 あと、等とは分かったんですけど、程度の高いものという、程度という意味がちょっと私は理解できんですけど。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
井上福祉保健部長。
- 井上福祉保健部長 こちら生計を維持しているもので収入の高いものと、方ということでございます。  
以上です。
- 石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。

南澤議員。

○南澤議員 説明資料の2番、対象児童のところ②のところは、2025年10月1日から2026年3月31日までに出生をした児童とあります。7の給付に係るスケジュールのところを見ると、案内(1)案内等の作成で、12月から1月、2月の最初のほうにかかっているんですが、その後、2月、3月のところは空欄になっています。2月、3月にお生まれになった方々のところへの案内は、出生届出すときに窓口でやっていただけるのかどうなのかという辺りを確認させてください。

○石飛議長 答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長 2月、3月にお生まれになられた方につきましては、出生届のときに児童手当の申請と併せて申請書いただくようにしております。

以上です。

○石飛議長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石飛議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○石飛議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○石飛議長 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。

これより、議案第83号「令和7年度安芸高田市一般会計補正予算（第7号）」の件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石飛議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第14 閉会中の継続調査の件について

○石飛議長 日程第14「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長よりお手元にお配りした申出書のとおり閉会中の継続調査の申出が提出されております。

本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大下議長 異議なしと認めます。よって、本件についてはこれを承認することに決しました。

【速報版】

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和7年第4回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員